**役員退職慰労金規程**

第1条（目的）

本規程は、当社の取締役および監査役（以下「役員」という）に対する退職慰労金の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（支給対象者）

退職慰労金は、次の各号のいずれかに該当する者に対して支給する。

(1) 任期満了により退任する役員

(2) 辞任により退任する役員

(3) 死亡により退任する役員

(4) その他、取締役会が特に認めた役員

第3条（支給額の決定）

退職慰労金の支給額は、株主総会の決議により定めた範囲内で、取締役会の決議により決定する。

第4条（支給額の算定方法）

退職慰労金の支給額は、次の算式により算定する。

退職慰労金 = 退任時の月額報酬 × 在任年数 × 役位別支給倍率

2. 前項の役位別支給倍率は、次のとおりとする。

(1) 代表取締役社長：3.0

(2) 代表取締役副社長：2.5

(3) 専務取締役：2.0

(4) 常務取締役：1.8

(5) 取締役：1.5

(6) 監査役：1.0

3. 在任年数の計算においては、1年未満の端数は月割計算とし、1ヶ月未満の端数は1ヶ月に切り上げる。

第5条（功労加算）

会社の業績向上に特に顕著な功労があった役員に対しては、取締役会の決議により、第4条により算定した金額の50%を超えない範囲内で功労加算金を支給することができる。

第6条（減額・不支給）

次の各号のいずれかに該当する場合は、退職慰労金の減額または不支給とすることがある。

(1) 在任中に会社に損害を与える重大な過失または背信行為があった場合

(2) 会社の信用を著しく失墜させる行為があった場合

(3) 懲戒解任された場合

(4) その他、取締役会が減額または不支給とすることが相当と認めた場合

第7条（支給時期）

退職慰労金は、原則として退任後3ヶ月以内に支給する。ただし、会社の業績その他の事情により、分割して支給することができる。

第8条（遺族への支給）

役員が死亡により退任した場合は、その遺族に対して退職慰労金を支給する。

2. 前項の遺族の範囲および順位は、次のとおりとする。

(1) 配偶者

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

3. 同順位の遺族が2人以上いる場合は、その遺族の協議により定めた者に支給する。

第9条（端数処理）

本規程により算出された退職慰労金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを1,000円に切り上げる。

第10条（改廃）

本規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則

本規程は、2024年4月1日から施行する。